



**東京税理士会日本橋支部会報**

**第165号**

令和4年5月1日

**東京税理士会日本橋支部**

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス=zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL<http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 竹田 修

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



フゲンゾウ (千葉市動物公園)

目次

・ 支部長挨拶 竹田 修	2	・ 随筆 須佐 正秀	12
・ 日本橋税務署長挨拶 石井 徹	3	・ 日本橋風土記(終) H・M	13
・ 新春講演会	4	・ 各部だより	15
・ 研究論文 引地 栄二	5	・ 支部会員異動のお知らせ	20
・ ゴルフコンペ(京橋支部との交流戦)	10		



## 確定申告を終えて

支部長 竹田 修

会員の皆様におかれましては、コロナ禍の影響により3年連続で申告期限が延長されるという状況下で、3月14日から15日にかけてe-Taxの不具合が生じるアクシデントがありましたのご苦労されて無事乗り切ったことと思います。

3月21日で蔓延防止等重点措置が全国的に解除されましたが、依然として感染者数は高止まりの状況にあり、第6波のピークアウトが見えない状況です。会報が発行される頃には終息していることを祈るばかりです。

確定申告無料相談につきましては、相談会場における密を避けるため今年から事前申込制を導入しました。お陰様で会員の皆様のご協力により混乱もなく無事終了することができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。事前に相談員を受けていただける会員の皆様のご意向を伺っておりますが、近年手を挙げていただいた先生の数が増減傾向にあります。是非積極的なご参加をお願いいたします。

現在、令和3年度支部総会に向けて議案書の作成を行っております。今年度は支部規則をはじめとする各種規定の改定が予定されておりますので是非、多数のご出席をお願いいたします。ご都合により欠席される方は委任状の提出を宜しく願います。今年も総会前の研修会は開催する予定ですが、懇親会は申し訳ありませんが中止とさせていただきます。6月のコロナ禍の状況によっては総会もZoom開催とさせていただきますがご了承下さい。

コロナ禍以降、総会後の懇親会、賀詞交歓会、常会後の懇親会等会員の皆様から忌憚のないご意見をいただく機会を設けられず、大変申し訳なく残念に思います。

来年度の方針ですが、コロナ禍により支部予算の執行が思うに任せず繰越剰余金が増加していることを考慮し、来年度のみ支部会費を減額すること、災害対策積立金を来年度のみ増額して積み立てること等を総会議案として提案させていただきます。

予定です。

また、本年も推進してまいりましたが、コロナ禍に関わらず支部行事の執行に当たり簡便で継続可能なIT化を推進していきたいと考えております。

支部HPにつきましては随時更新をしておりますが、閲覧者目線でご意見ご要望をいただければ幸いです。新年号にも書かせていただきましたが、月次配賦物のメール配信希望者が3割と低調ですので、事務の効率化・郵送費の削減のためにも是非メール配信への移行をお願いいたします。HPにも同時に掲載しておりますのでこちらもPCやスマホ等でご利用いただきたいと思います。

厚生活動につきましては、TNG会、テニス部、アウトドア部は活動が通常に戻りつつありますが、その他の活動につきましては自粛又は縮小を余儀なくされている状況です。5連覇中の支部対抗野球大会も令和2年春季大会以降中止が続いており、残念ながら今年の春季大会も中止となってしまいました。私以上に野球部の皆様は残念に思っていることと思います。秋季大会の開催を切に願っております。

私事ですが、古希の節目に25年間続けた少年サッカーのコーチを3月で卒業させていただくことができ、土日の自由時間が増えました。運動不足にならないよう自己管理をするとともに、余暇を有意義に活用したいと思います。

3月末で今年度の研修時間36時間が終了しました。原稿を書いている時点では最終の受講時間達成者割合が出ておりませんが、会員の皆様がオンデマンド研修を含め積極的に受講していただいております。48支部中上位の達成割合ではないかと思っております。4月から新年度の研修時間のカウントが始まります。研修部長を中心として部員一同知恵を出し合って企画をさせていただいておりますので、是非、多数の皆様の受講をお願いいたします。

支部役員一同全力で支部運営に従事いたしますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 確定申告について

日本橋税務署長 <sup>いし</sup> <sup>い</sup> <sup>とおる</sup>  
石井 徹

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から格別のご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の変異株「オミクロン株」による新規感染者数が急増している最中に始まった令和3年分の確定申告でしたが、東京税理士会日本橋支部におかれましては、オンライン又は電話による事前申込を導入して混雑回避などの感染症防止対策を講じつつ、日本橋公会堂や支部事務局における確定申告無料相談を開催していただくなど、確定申告期における各種施策に多大なるご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

日本橋税務署においても、検温や手指消毒などの基本的な感染対策を一層徹底した上で、申告書作成会場は社会的距離を確保した会場レイアウトとし、入場整理券を活用して会場内の混雑緩和を図り、換気を徹底するなど、いわゆる「三密」状態を回避するための取り組みを実施したほか、期間中の来場者の削減に向けて、自宅等e-Taxやキャッシュレス納付の推進広報を積極的に行いました。

これらの取り組みは、コロナ禍の新しい生活様式への対応に止まらず、これからのデジタル社会の実現に向けても非常に重要な取り組みと考えております。

国税庁では所得税の確定申告手続について、マ

イナポータルとの連携やスマートフォンによる申告・納税手続きの拡充などの環境整備を進めており、令和4年1月からは、税務調査等で提出を求められた調査関係書類などの資料も、e-Taxによる提出が可能となるなど、e-Tax利便性向上施策を順次実施しております。

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましても、e-Taxを利用されていない関与先の皆様や、財務諸表等の添付書類を書面提出している法人については添付書類も含めて、e-Taxのご利用をお願い申し上げます。

また、消費税の適格請求書(いわゆるインボイス)発行事業者の登録申請書の受付が開始されておりますが、登録申請がお済みでない課税事業者の方が多数いらっしゃいます。インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている関与先事業者の方につきましては、e-Taxを利用した早期の登録申請にご協力の程、よろしくようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、竹田支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部会員の皆様方に対し、今後とも税務行政に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、令和3年分の確定申告期を終えて御礼の挨拶とさせていただきます。



## 日本橋支部新年講演会の開催

令和4年1月17日に新春講演会が開催されました。オミクロンという変異ウイルスの感染拡大の中、賀詞交歓会は中止となりましたが、講演会のみで開催となりました。

出席者は64名。ロイヤルパークホテルの3階ロイヤルホールE室で密にならないよう1テーブル1名という感染拡大防止策最善の対応のもと行われました。

講演会開催の冒頭に、竹田支部長から、「コロナ感染拡大の中、新年講演会だけでも開催出来ないかと考え、執行部役員会等において協議した結果、残念ながら賀詞交歓会は中止せざるを得ない状況になりましたが、新年講演会だけは開催することとし、今日こうして大勢の皆様にご出席いただきました。令和4年1月に発行されました広報誌164号『にほんばし』にも掲載しましたが、本

年についても、支部会員皆様への良い情報提供、各種厚生活動などの支部活動の支援、研修環境のさらなる整備などが出来るような年になるように努力してまいりたいと思います。」との挨拶がありました。

その後、黒川伊保子先生による「脳を知ればコミュニケーション・ストレスが消える～折衝上手になる税理士のための脳科学」との演題で講演会が開催されました。

黒川伊保子先生は、株式会社感性リサーチの代表取締役で、人工知能研究者、随筆家。コンピュータメーカーにてAI開発に携わり、男女の感性の違いや、ことばの発音が脳にもたらす効果に気づき、コミュニケーション・サイエンスの新領域を拓かれた方です。「妻のトリセツ」をはじめとするトリセツシリーズが人気を得ております。



▲竹田支部長の挨拶



▲講師・黒川伊保子先生



▲講演会風景



## 賃貸併用住宅の配偶者居住権等の評価と小規模宅地等の特例の具体例

ひきちえいじ  
引地栄二



2018(平成30)年の民法改正を経て2020(令和2)年4月1日以後に発生する相続から配偶者居住権が認められることとなった。

今回は、その配偶者居住権のうち少し考え方が複雑な賃貸併用住宅の評価と小規模宅地等の特例について、設例を交えて解説する。

なお、参照条文等は次のとおりである。

法律名等	条文番号等	タイトル
相続税法	第23条の2	配偶者居住権等の評価
相続税法施行令	第5条の7	建物の一部が賃貸の用に供されている場合等の配偶者居住権の価額等
相続税法施行規則	第12条の2	耐用年数
	第12条の3	配偶者の平均余命
	第12条の4	法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合
相続税法基本通達	23の2-1	一時的な空室がある場合の「賃貸の用に供されている部分」の範囲
	23の2-2	「配偶者居住権が設定された時」の意義
	23の2-4	法定利率
	23の2-5	完全生命表
租税特別措置法施行令	第40条の2第6項	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(配偶者居住権に係る面積)
租税特別措置法通達	69の4-1の2	配偶者居住権等
	69の4-24の2(注)2	被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(配偶者居住権に基づく敷地利用権)
資産課税課情報	第15号 令和2年7月7日	相続税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)のあらまし(情報)
資産課税課情報	第9号 令和3年4月1日(事例14)	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に係る相続税の申告書の記載例等について(情報)

**【設例】**

被相続人甲は、自己の所有する土地の上に建物（木造）1棟を所有し、その建物のうち1階を甲が貸付事業の用に供し（2室のうち1室は空室で新規の入居者の募集をしておらず、当面貸し付ける予定はない。）、2階を甲及びその配偶者乙（相続開始時82歳、遺産分割協議成立時83歳）が居住の用に供していた。（下記〔土地建物イメージ図〕参照）

甲の相続に係る遺産分割により、次の相続人が次の財産を相続により取得した。

- 乙： 配偶者居住権（存続期間：終身）  
配偶者居住権に基づく敷地利用権（以下「敷地利用権」という。）
- 子丙： 配偶者居住権の目的となっている建物（以下「居住建物」という。）  
居住建物の敷地の用に供される土地（以下「敷地所有権」という。）

なお、丙（自己が所有する別の建物に居住している。）は甲の貸付事業を引き継ぎ、この居住建物を申告期限まで引き続き所有し貸付事業の用に供している。

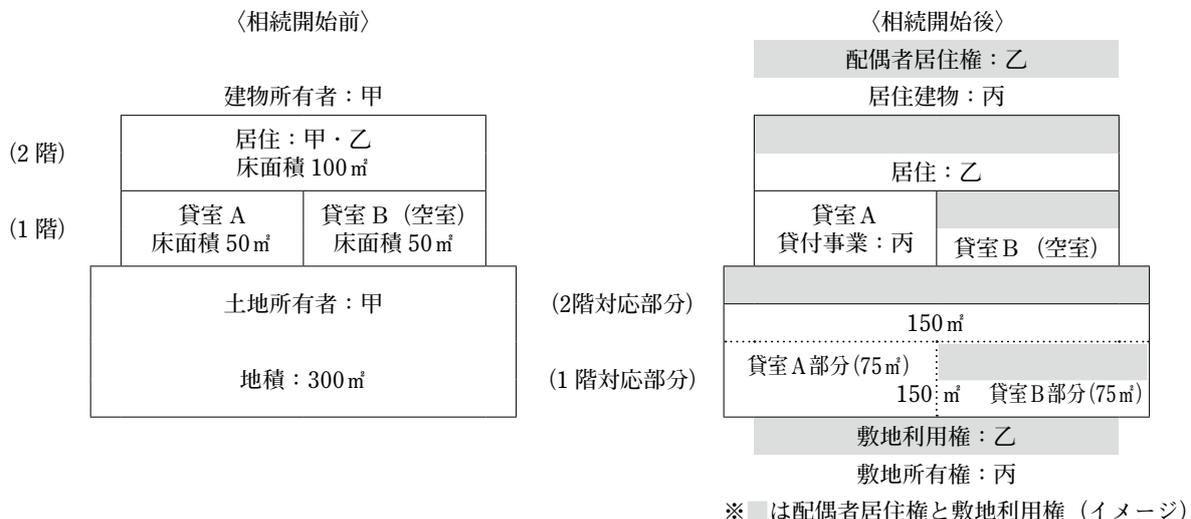
財産評価に必要な相続開始時の数値が次のとおりの場合における配偶者居住権、居住建物、敷地利用権、敷地所有権の価額（小規模宅地等の特例適用後）は、いくらになるか。

土地の自用地としての評価額	60,000,000 円
建物の自用家屋としての評価額	20,000,000 円
借地権割合	50%
借家権割合	30%
建物の耐用年数（22年×1.5）	33年
建物の建築日から遺産分割協議の日までの経過年数	12年5か月
相続開始時における配偶者の平均余命（第23回完全生命表）	10.77年
遺産分割協議の日における配偶者の平均余命（同上）	10.07年
存続年数に応じた法定利率による複利現価率	0.744

**〔相続関係図〕**



**〔土地建物イメージ図〕**



## 【回答及び解説】

### 1. 建物及び土地の評価の基本的考え方

上記の【設例】の〔土地建物イメージ図〕の〈相続開始後〉のように、配偶者居住権及び敷地利用権は、相続開始時に現に賃貸されている部分にはその権利が及ばないと考える。

(注) 建物等の一部が貸し付けられている場合には、配偶者居住権者は相続開始前からその建物等を賃借している賃借人に権利を主張することができない（対抗できない）ことから、配偶者居住権及び配偶者居住権に基づく敷地利用権の相続税法における評価では、実質的に配偶者居住権に基づき使用及び収益をすることができない部分を除外してその価額を算出することとされている（相法23の2、相令5の8、「令和元年度税制改正の解説」（財務省、499頁））。

### 2. 配偶者乙が取得した配偶者居住権の評価

#### 〈基本算式〉

$$(1) \quad \text{居住建物の時価} - \text{居住建物の時価} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}} \times \frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数}} \times \text{法定利率による複利現価率}$$

(注1) 耐用年数は、法定耐用年数×1.5（6月以上切上）

(注2) 経過年数は、建築時から配偶者居住権設定時の年数（6月以上切上）

(注3) 存続年数は、配偶者居住権設定時における配偶者の平均余命（6月以上切上）

#### (1) 居住建物の時価

配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価である。

ただし、賃貸部分が含まれる場合又は被相続人と配偶者の共有の場合には、次の算式で計算した金額となる。

$$\text{自家用屋としての価額} \times \frac{\text{賃貸部分以外の床面積}}{\text{居住建物の床面積}} \times \text{被相続人の持分割合}$$

$$20,000,000 \text{ 円} \times \frac{150 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} = 15,000,000 \text{ 円}$$

#### (2) (1)のうち所有権部分の価額

$$(1) \times \frac{33 \text{ 年} - 12 \text{ 年} - 10 \text{ 年}}{33 \text{ 年} - 12 \text{ 年}} \times 0.744 = 5,845,714 \text{ 円}$$

#### (3) 配偶者居住権の価額

$$(1) - (2) = \boxed{9,154,286 \text{ 円}}$$

### 3. 子丙が取得した居住建物の評価

#### 〈基本算式〉

居住建物の時価 - 配偶者居住権の価額

#### (1) 居住建物の時価

ここでの「居住建物の時価」は、上記2(1)とは異なるので注意が必要である。

相続税法第22条の時価

= 財産評価基本通達に基づく評価額

= 本設例の場合、貸家

$$20,000,000 \text{ 円} \times \left( 1 - 0.3 \times \frac{50 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} \right)$$

$$= 18,500,000 \text{ 円}$$

#### (2) 配偶者居住権の価額（上記2(3)）

$$9,154,286 \text{ 円}$$

#### (3) 居住建物の価額

$$(1) - (2) = \boxed{9,345,714 \text{ 円}}$$

### 4. 配偶者乙が取得した敷地利用権の評価

#### 〈基本算式〉

土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた法定利率による複利現価率

#### (1) 土地等の時価

配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価である。

ただし、

① 居住建物が賃貸部分が含まれる場合

又は

② その土地等が被相続人と他の者の共有の場合もしくは居住建物が被相続人と配偶者の共有の場合

には、次の算式で計算した金額となる。

$$\text{自用地としての価額} \times \frac{\text{賃貸部分以外の床面積}}{\text{居住建物の床面積}} \times \text{被相続人の持分割合 (②で両方ある場合は低い割合)}$$

$$60,000,000 \text{ 円} \times \frac{150 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} = 45,000,000 \text{ 円}$$

(2) (1)のうち所有権部分の価額

$$(1) \times 0.744 = 33,480,000 \text{ 円}$$

(3) 敷地利用権の価額

$$(1) - (2) = \boxed{11,520,000 \text{ 円}}$$

## 5. 子丙が取得した敷地所有権の評価

### 〈基本算式〉

土地等の時価 - 敷地利用権の価額

(1) 土地等の時価

ここでの「土地等の時価」は、上記4(1)とは異なるので注意が必要である。

相続税法第22条の時価

= 財産評価基本通達に基づく評価額

= 本設例の場合、貸家建付地

$$60,000,000 \text{ 円} \times \left( 1 - 0.5 \times 0.3 \times \frac{50 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} \right) = 57,750,000 \text{ 円}$$

(2) 敷地利用権の価額 (上記4(3))

$$11,520,000 \text{ 円}$$

(3) 敷地所有権の価額

$$(1) - (2) = \boxed{46,230,000 \text{ 円}}$$

## 6. 配偶者乙が取得した敷地利用権の評価

(小規模宅地等の特例適用後)

敷地利用権は、土地の上に存する権利として、小規模宅地等の特例の対象となる。

### 〈小規模宅地等の特例の適用判定〉

- ・1階 (貸室A) 部分  
評価の対象となっていないため適用なし。
- ・1階 (貸室B) 部分  
空室のため適用なし。
- ・2階 (居住用) 部分  
特定居住用宅地等として適用あり。

(1) 敷地利用権のうち居住用部分の面積

① 土地の居住用部分の面積

(居住用の床面積)

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{100 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} = 150 \text{ m}^2$$

(土地の面積) (建物の床面積) (土地の居住用部分の面積)

② 土地の居住用部分のうち敷地利用権の面積

$$\text{①} \times \frac{\text{(注2) 7,680,000 円}}{\text{(注1) 30,000,000 円}} = 38.4 \text{ m}^2$$

(注1) 土地の居住用部分の評価額

(土地の居住用部分の面積)

$$60,000,000 \text{ 円} \times \frac{150 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} = 30,000,000 \text{ 円}$$

(土地の面積)

(注2) 敷地利用権の居住用部分の評価額

(土地の居住用部分の面積)

$$11,520,000 \text{ 円} \times \frac{150 \text{ m}^2}{225 \text{ m}^2} = 7,680,000 \text{ 円}$$

(土地の貸室A部分以外の面積)

(2) 小規模宅地等の特例の価額

$$7,680,000 \text{ 円} \times \frac{38.4 \text{ m}^2}{38.4 \text{ m}^2} \times 80\% = 6,144,000 \text{ 円}$$

(3) 敷地利用権の評価

(小規模宅地等の特例適用後)

$$11,520,000 \text{ 円} - (2) = 5,376,000 \text{ 円}$$

## 7. 子丙が取得した敷地所有権の評価

(小規模宅地等の特例適用後)

### 〈小規模宅地等の特例の適用判定〉

- ・1階 (貸室A) 部分  
貸付事業用宅地等として適用あり。
- ・1階 (貸室B) 部分  
空室のため適用なし。
- ・2階 (居住用) 部分  
別居で持家ありのため適用なし。

## (1) 敷地所有権のうち1階(貸室A)部分の面積

$$300\text{m}^2 \times \frac{50\text{m}^2}{200\text{m}^2} = 75\text{m}^2$$

(土地の面積) (建物の床面積) (土地の1階(貸室A)部分の面積)

## (2) 敷地所有権のうち1階(貸室A)部分の評価額

$$60,000,000\text{円} \times \frac{75\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times (1-0.5 \times 0.3)$$

(土地の面積)

$$=12,750,000\text{円}$$

## (3) 小規模宅地等の特例の価額

$$12,750,000\text{円} \times \frac{75\text{m}^2}{75\text{m}^2} \times 50\% = 6,375,000\text{円}$$

## (4) 敷地所有権の評価

(小規模宅地等の特例適用後)

$$46,230,000\text{円} - (3) = \boxed{39,855,000\text{円}}$$

## 【参考文献】

令和元年度税制改正の解説(財務省)

## 税界放談

3月14日国税庁のe-Taxに原因不明(後に大量のアクセスによる機能低下との発表がありました)の接続障害が発生しました。この事により3月15日期限の所得税の電子申告がしづらい状態になりました。国税庁のデジタル化推進に従い私達は紙での申告から電子による申告へと一生懸命に対応した結果、税務申告環境は大幅にデジタル化へと変化した。その後、大規模法人の電子申告義務化へと進み電子申告があたりまえという状況に変わって来ました。何の問題もなくシステムが稼働していればデジタル化により仕事も順調に捗りますが、今回のような通信障害が起これば、私達はなすすべがありません。確かに「3月15日までに紙で提出」という文言はありました。今更、この時期に「紙？」

で提出すれば青色申告特別控除65万円の適用は受けられません(後に特例で認められました)し、国税庁も電子申告を推進してきた事を考えれば「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」という一文で対処するしかなかったと思います。これも私達の仕事の多くの部分をデジタル化している証だと思えます。デジタルは物凄く便利なものです。電子申告により申告書の紙への出力・郵送・押印の手間が省け、期限ギリギリの時間までの申告が可能となりました。また、テレワークも可能となりました。ただ、これは通常通りにシステムが稼働している時の話です。デジタルは意外に弱いものです。停電などにより一瞬でデータが消失する恐れがあります。例えば今回の国税庁の通信障害。3月16日に大地震による一部の地域での負荷遮断

(地震により電力が消失した事によるブラックアウトを阻止するため強制的な停電)。スパムメールの添付ファイルを開いた事に起因するウイルス感染(事務所内のデジタルのフィールドの中に入り込み全てのファイルを書き直してしまうランサムウェアなど)。一度失われたものは元には戻りません。結果的にウイルスによつて会計事務所が倒産する事さえあり得ます。今回のe-Taxの通信障害などを契機としてもう一度デジタルというものについて考え、その弱さを克服するために何が必要かを考えます。世の中は間違いなくデジタル化に邁進しているのですから。



(N・Y)

## ゴルフコンペ

# 日本橋支部と京橋支部の交流戦

令和4年4月13日・中山CC

令和4年4月13日に千葉県八千代市桑橋にある「中山カントリークラブ」において、初めての試みでもある、日本橋支部と京橋支部とのゴルフコンペによる交流戦が開催されました。昨年以來、日本橋支部と京橋支部との協議により実現したものです。

桜は散りかけていましたが天候に恵まれ最高の環境の下、日本橋支部はアウト7組(27名)、京橋支部もイン7組(28名)スタート。

各支部ともそれぞれの月例会(日本橋支部は「TNG会」、京橋支部は「京橋クラブ」との位置づけで開催され、交流戦としては各支部のグロススコア上位10名の合計スコアで勝敗を付ける形式で行われ、表彰式は合同で行われました。

表彰式については、まずは日本橋支部の定例会の表彰式が行われ、次に京橋支部の定例会の表彰式が行われました。その後、京橋支部長から交流戦の結果発表があり、大きな歓声があがるとともに、各支部とも上位3名が個別に紹介され会場の前列で記念撮影を行うことが出来ました。

この交流戦については、今後の厚生部の事業活動の一つとして取り入れていくことも検討されております。



日本橋支部と京橋支部のグロス上位10名の成績は下記のとおり掲載させていただきました。今回の勝利は僅差で京橋支部となりました。

表彰会場は、終始にぎやかで各支部とも成績表を見ながらゴルフ談義を楽しんでおりました。

成績表【日本橋支部】

	氏名	アウト	イン	グロス
1	湯本 康弘	43	39	82
1	森 一郎	41	41	82
3	小原 正寛	39	44	83
4	丹羽 正裕	43	44	87
5	道免 良春	47	46	93
6	櫻井 和儀	49	45	94
7	二瓶 正之	47	49	96
7	高山 房之	49	47	96
7	今井 信吾	46	50	96
10	須佐 正秀	50	47	97
			グロス合計	906

成績表【京橋支部】

	氏名	アウト	イン	グロス
1	中里 拓哉	43	39	82
2	小場 裕之	41	42	83
3	下中 賢一	41	45	86
4	平田 登	40	47	87
5	金谷 政徳	48	42	90
6	入江 眞澄	47	46	93
6	中牧 秀夫	45	48	93
8	田中 直司	47	49	96
8	吉澤 知志	46	50	96
8	齋藤 浩	48	48	96
			グロス合計	902

# ゴルフコンペスケッチ



竹田支部長



高橋美津子



垣本容子



岩川由美子



梅田文江



高山和子



右から湯本康弘、森一郎、坂下眞一郎



懇談会の様子

## 随筆



## ウイズ不要不急

す 須 佐 まさ ひで 秀

コロナ問題が発生してもう3年目。感染者数は波のように上下を繰り返し、昨年夏に第五波、年明けのオミクロン株による第六波と続き、その第六波も今はなだらかに減少に転じている。

この間、ワクチン接種が急がれると同時に、各方面から様々な感染対策の言葉が発せられた。マスク着用、うがい・手洗いの励行をはじめ、密を避けるなどなど。

そのような中、一躍脚光を浴びた言葉は、「不要不急な外出を避ける」ではなかろうか。自治体の長の呼びかけや広報誌の一面トップでも盛んに使われた。さらには、不要不急をテーマにした書籍も出版された。

そしてなぜか、昨夏の第五波収束以降、不要不急という言葉はほとんど使われなくなった。感染者数減少の理由については、様々説明されているが、私には不要不急という言葉の波が、ピタリと止んだのが不思議でならない。

そこで、この不思議な現象はなぜなのか、私なりに考えてみた。

コロナウイルスは人から人へ感染するものであるから、外出しないことは最も効果的な感染対策。従って、感染対策として「外出を避けよ」と呼びかけることは、至極当然。

しかし、不要不急な外出を避けるという言葉が四方八方から叫ばれたころ、外出に不要不急と被せることには心に引っかかるものを感じた。不要不急な外出っていったい何だろうという疑問である。

まず、不要不急という言葉の意味。普通、四字熟語には、前の二文字と後の二文字の意味が相互に影響しあって意味を持つ。例えば、単純明快は、複雑でなく分かり易いことと、単純が明快さを強

調している。不要不急の意味は、急がないでもいいことであり、そうすると不要不急の前の二文字「不要」は、いらぬようにも思える。

案の定、様々な営業自粛が叫ばれるとライブハウスの関係者などからは、音楽は社会生活に不要だということなどと不満がぶつけられた。不要の文字が関係者を刺激したのである。この不要は、今現在は急がなくともよいものと、時間軸を置いて考えるのであろう。

さらに、不要不急の判断はそれぞれの事柄についてそれぞれ個人が行うものであり、主観的判断を伴うものである。そのような主観的なものが、社会の行動規範として適切かという疑問も湧く。しかも、不要不急なものかどうかを判断するのはその事柄についてであって、外出そのものではない。だから、不要不急な外出を控えるは、不要不急なことをするための外出を控えると言葉を補って考える必要がある。

このように不要不急な外出が分かりにくい表現のため、自治体の広報誌などを見ると、わざわざ、通勤・通学や生活用品の買い物のための外出は不要不急な外出ではないと断っているところもある。

不要不急な外出を控えるとは、言い換えると、コロナの中であってよく考えて外出や行動せよということになるのだと思う。不要不急の判断はなかなか難しいが、外出を見直すことは、大いに役立っている。私自身の行動にも大きな変化をもたらした。

まずは研修。ウェブ研修がこんなに便利なものだ初めて気がついた。自由に時間を設定できる。途中の電話にも対応できる。何よりも、聞き直しが可能である。事務所に来ないで自宅でも視聴可能である。

インターネットの活用は、税理士会でも進んでおり、会社の役員会などもテレビ会議で実施される。お客さんとのやり取りも、ズームの利用や書面決議が増えている。テレワークも拡大しており、東京から近県への移住が進んでいるとの報道もある。

国税庁は、令和2年、3年と確定申告期限を一

か月延長した。確定申告が不要不急なものという表現はなじまない。しかし、先送りすることで密になる状態を減じたという意味では、確定申告期限の延長も、不要不急な外出を控えるという考えと軌を一にしているといえる。

このように我々は、感染の波を幾つも経験する中で、試行錯誤を繰り返しながら、どのような外出を控えればいいのか、一つ一つ具体的に学んできたのである。外出に不要不急を被せることで自

覚を促したことは、決して無駄ではなかったといえる。

テレワークが続き、考えて外出をすることやマスクを忘れないことは、今や当たり前になっている。

ウィズコロナの時代は、いわばウィズ不要不急とともにあるといえるのではないだろうか。

\*「不要不急—苦境と向き合う仏教の智慧」(新潮新書)を参考にした。

**連載**  
(最終回)

## 日本橋風土記

### (日本橋茅場町・日本橋兜町) 第10回

広報部 H・M

いよいよ最終回を迎えました。日本橋地域を一応(誤解を生む解釈もありましたこととお詫び申し上げます。)簡単に紹介させていただきましたが如何でしたでしょうか。最後を飾るのは、私の事務所がある日本橋茅場町及び兜町の地域です。

#### 【日本橋茅場町】

日本橋茅場町は、もともと海中で天正年間(1573年～92年)末に海浜部を埋立てして成立した所です。江戸城拡張工事の時、神田橋からこの地に移されたカヤ商人の市街地としたのが地名の由来で、元禄期(1688年～1704年)頃から瓦屋根、白壁の酒問屋をはじめ材木屋や傘屋が多く瀬戸物屋もあり、商人の町として賑わっていました。

明治に入ると、旧大名屋敷や与力・同心の拝領地であったことから三井や三菱の大企業が土地の多くを所有し、1丁目は大店が多かったのですが、2・3丁目は長屋の多い庶民の町として借地や借家が大部分を占めていました。日本経済の中心であった兜町に近いため、証券取引に関係した人々(通称、株屋)で明治後期、大正期、昭和期は、近隣の飲食店などが午後3時過ぎから大変な賑わいだったそうです。

もとの亀島町の河岸場には米問屋が多く、第二次大戦頃まで、その状況が続いたのですが、昭和20年3月10日の東京大空襲によって、ほとんど全域を焼失してしまい、焼失を逃れたのは坂本小学校の周辺だけという状況でした。

その後、戦後の復興に努め、都電の廃止とともに昭和39年の営団地下鉄日比谷線について同40年に営団地下鉄東西線の開通以後、オフィスビルが建ち並び、証券会社やフォワードが多く所在し、企業としては花王本社、カネボウ化粧品本社や味噌のハナマルキなどがあります。

町の様子は大きく変わりましたが、江戸情緒を残す茅場町薬師の祭礼等も盛んで、日枝社山王御旅所(撰社日枝神社)をはじめ金商神社や純子稲荷は、現在でも地元の人々の信仰を集めています。

ところで、茅場町駅から日本橋駅まで地下連絡通路があるのをご存じでしょうか?東西線茅場町西口改札を出て、すぐ右側から都営浅草線日本橋駅、さらには銀座線日本橋駅に通じる約200mの通路があり、綺麗に整備されており、雨の日には利用する方も多少おりますが潔いほど利用者はありません。ただし、乗換駅には指定されておりませんので、連絡普通券では相手駅に入場できません、ご注意ください。

#### 【日本橋兜町】

日本橋兜町は、平将門の兜を埋めて塚にした所を兜山と云ったところに由来しているといわれ、その地に祀られたのが兜神社です。兜神社の縁起は他に源義家が奥州往きの途中に暴風に出会い、兜と鎧を沈めて竜神に祈った場所に塚を築き、埋めて神を祭ったという故事を縁起とするものもあります。

かつては沼地だった兜町付近ですが、江戸城築城のために埋立てが行われ、周辺は大名屋敷が建ち並び、江戸初期には向井将監(むかいしょうげん)の屋敷地で、後に松平伊豆守の屋敷になっていました。

明治に入ると、明治維新の恩賞として、兜町周辺の土地を三井家等が受け取り、前年のNHKの大河ドラマ「青天を衝け」の主人公渋沢栄一ゆかりの地として有名です。この地域一帯は、明治になって民部省通商局・米商会(穀物取引所の前身)などの金融関係の役所等が置かれた所となりました。その後、明治7年(1874年)には楓川と日本橋川の合流する開運橋(もとの海賊橋)橋詰に洋風のモダンな第一国立銀行が創設され、米商会が蛸殻町に移転した跡に東京証券取引所(写真参照)が設立されると、日本の資本主義の心臓部といった地域となりました。

名所・史跡としては、銀行発祥の地としての記念碑があり、兜神社、鎧橋などが知られています。企業としては 前述の東京証券取引所、現在相場操縦事件の渦中にあるSMBC日興証券兜町本社、エスピー食品などがあります。

また、九鬼式部少輔(元水軍大名)のあった武家屋敷跡は坂本町となり、警視分庁(のちの中央警察署の前身)、坂本小学校、会議所、区役所や国立病院が次々と建設され、政府公共機関の町になったのです。この地は、明治後期には坂本公園として洋式公園になり、公園に隣接して第一消防署(のちの日本橋消防署)や坂本小学校横に楓川高等女学校(のちの紅葉川中学校⇒八重洲に移転)が併設されました。



現在、この坂本公園には「兜町・茅場町まちかど展示館」が建てられ、この地域一帯の伝統文化財として、兜を掲げた珍しい山車や江戸町火消の半纏などの資料を見ることができますので、公園の緑を味わいながら散歩を兼ねて一度見学してみても如何でしょうか。

(あとがき)

日本橋地区の町名の由来や歴史等を紹介してまいりましたが、まだまだ、私の知らない事柄がたくさんありますので、機会がありましたら執筆させていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

## 表紙の写真について

### フゲンゾウ

「フゲンゾウ」(普賢象)、分類はバラ科、サクラ属、落葉広葉、小高木。オオシマザクラ系のサトザクラの一つであり、室町時代以前に人為的に作られたと考えられている。大きな八重の花を咲かせるサクラで、カンザン等と共に一般的に「ヤエザクラ」あるいは「ボタンザクラ」と称される。花の中央に象の鼻のような「変わり葉(雌しべが変化したもの)」

がある。緑色になった2本の雌しべを「普賢菩薩」が乗る白い象の鼻(または牙)になぞらえてフゲンゾウと名付けられた。まわりの白い花卉も象の耳に見立てられている。花言葉は「豊かな教養」など。花卉数は30枚から50枚。淡紅色から灰色(白色)に変化する。小石川植物園や新宿御苑においても見ることが出来る。花期は3月下旬から4月上旬。

千葉市動物公園にて撮影

(広報部長 多田 毅)

## 各 部 だ よ り

### 〔総務部〕

#### ◎支部幹事会報告

令和3年12月15日(水)

#### I 審議事項

1. 抗原検査キット購入の件
2. 支部会費減額・支部規則第30条の改正の件
3. 災害対策積立金資産取扱規程第2条改正の件

#### II 報告事項

1. 新入会員業務説明会の件(11/18)の件
2. 国税局と署長、支部長の連絡協議会(11/25)の件
3. 中間監査の件(11/30)
4. 税理士法人との意見交換会(12/6)の件
5. 登録調査(12/10)の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告

令和4年1月24日(月)

#### I 審議事項

1. 令和4年度賀詞交歓会会場、日時(2023年1月)

#### II 報告事項

1. 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会(12/23)の件
2. 賀詞交歓会(東京税理士会(1/2))の件
3. 登録調査(1/14)の件
4. 新年賀詞交歓会(1/17)の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告

令和4年2月16日(水)

#### I 審議事項

1. 常会の件
2. 顧問相談役会の件

#### II 報告事項

1. 支部規則等一部改正の件
2. 登録調査の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告

令和4年3月24日(木)

#### I 審議事項

1. 事務局職員就業規程一部改正の件
2. 災害対策積立資産取扱規定について

#### II 報告事項

1. 登録調査(3/16)の件
2. 事務局複合機の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告

(総務部長 増田和弘)

### 〔研修部〕

令和3年度は多くの会員の方に研修を受講いただきありがとうございました。令和4年度もコロナ感染予防に注意しながら、面白い研修を企画したいと思います。本年度も会場研修の生配信や、録画した研修をHPにアップしますので、東京会のWEB研修同様、日本橋支部のHPを活用し、研修登録時間を増やしていただきますようお願いいたします。

#### 《実施した研修会と今後の予定》

日 時：令和3年12月1日(水) 14:00～17:00

テーマ：「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の実務」

講 師：税理士 宮森 俊樹 氏

会 場：AP日本橋、WEB配信

日 時：令和3年12月3日(金) 10:00～11:30

令和3年12月7日(火) 14:00～15:30

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：東京国税局担当官

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日 時：令和3年12月17日(金) 13:30～16:30

テーマ：「非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察～同族関係者間と第三者間の取引～」

講 師：税理士 苅米 裕 氏

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日 時：令和4年1月17日(月) 15:30～17:00

テーマ：新春講演会

「脳を知ればコミュニケーション・スト

レスが消える～折衝上手になる税理士  
のための脳科学」

講師：黒川 伊保子 氏

会場：ロイヤルパークホテル

日時：令和4年1月21日(金) 14:00～17:00

テーマ：「書面添付制度の事例と活用法」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：AP日本橋

日時：令和4年2月2日(水) 14:00～17:00

テーマ：「令和3年確定申告説明会」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東京証券会館

日時：令和4年2月8日(火) 13:30～16:00

テーマ：「令和3年度における確定申告の注意事項」

講師：税理士 柴原 一 氏

会場：AP日本橋

日時：令和4年3月29日(火) 10:00～12:00

テーマ：「実務に役立つ最近の裁決例・裁判例」

講師：税理士 藤曲 武美 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年3月29日(火) 12:00～16:00

テーマ：「プロから寄せられた難問パート7」

講師：税理士 山田 俊一 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年3月29日(火) 17:30～19:30

テーマ：「中小企業における事業再編と税制の活用」

講師：税理士 多田 雄司 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年3月30日(水) 10:00～12:00

テーマ：「相続税調査時に問題となる名義財産の対応と行き過ぎた対策事例実務に役立つ最近の裁決例・裁判例」

講師：税理士 渡邊 正則 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年3月30日(水) 12:00～16:00

テーマ：「中小企業税制適用の有無についての留意事項」

講師：税理士 鶴田 泰三 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年3月30日(水) 17:30～19:30

テーマ：「一から始める日本型インボイス制度」

講師：税理士 熊王 征秀 氏

会場：日本橋支部会議室

※ DVD研修

日時：令和4年4月22日(金) 14:00～16:30

テーマ：「コロナ後に始まる税務調査～手続きの理解と対応について」

講師：税理士 岩田 健一郎 氏

会場：AP日本橋

※ 常会后研修

日時：令和4年5月18日(水) 14:00～16:30

テーマ：「顧問先のために知っておきたいM&Aを使った事業承継」

講師：三橋 透 氏(ジャパソム&Aソリューション株式会社)

会場：AP日本橋

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：令和4年1月14日(金) 2月10日(木)

4月8日(金) 5月13日(金)

6月10日(金) 7月8日(金)

会場は、いずれも日本橋支部会議室で

17:30～9:30

(研修部長 塩谷 満)

## 〔厚生部〕

### 〈野球部〉

令和3年12月から令和4年3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

年末から春先にかけては、本年1月下旬からの「まん延等重点措置」の実施により、またもやコロナに振り回され、残念ながら直前になって春の本大会は中止になりました。それに伴い野球部の活動も自粛しておりました。

3月までの活動状況は以下の通りです。

2月24日 浜町グラウンドにて練習

3月3日 浜町グラウンドにて練習

また、チームとしても、個人としても、それぞれの活動が自粛になっている状態ですが、この状況が終息して活動再開になったときには、初心に戻り、野球ができる楽しさを味わいながら、来る

べく秋の大会において、6連覇の偉業を達成して参りたいと思います。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 青柳 聡)

#### 〈テニス部〉

12月10日 高輪テニスセンター 7名参加

1月12日 高輪テニスセンター 6名参加

(新入部員1名)

暖かくなって体が動かしやすい季節になりました。今年度もコロナ感染対策をしっかりとやって、安全に練習を行う予定です。高輪テニスセンターで定期的に練習を開催していますので、興味のある方は参加お待ちしております。

5月10日、11日に昭和の森テニスセンターで開催される東京税理士会テニス大会に男子ダブルス、ミックスダブルス参加予定です。応援よろしくお願ひいたします。

(テニス部長 塩谷 満)

#### 〈アウトドア部〉

12月11日 千葉県柏の葉キャンパスにてリレーマラソンに出場

1チーム4名の2チームの合計8名が、日本橋支部アウトドア部Aチームと日本橋支部アウトドア部Bチームとして参加。

Bチームが3時間29分05秒、Aチームが3時間29分24秒とわずか19秒差の激戦でしたが両チームともに見事に3時間30分を切って完走しました。

12月16日 皇居ランニング練習会 6名参加

1月10日 世田谷砧公園にてランニング研修会及び2時間のクロスカントリー 3名参加

ランニングに必要なストレッチや走り方などの研修を受けた後、砧公園をじっくり走ってマラソンに必要な筋力を養成しました。

1月20日 皇居ランニング練習会 中止

1月22日 日本橋七福神巡りランニング&ウォーキング 9名参加

日本橋支部前に集合して、日本橋の七福神を巡りお参りしながら、ランニング&ウォーキングを行いました。七福神を巡った後は隅田川テラスを築地まで走り築地場外を散策して解散となりました。

2月3日 清澄白河にあるお寺、臨川寺にて「お寺でヨガ」に参加 7名参加

2月17日 皇居ランニング練習会 中止

3月17日 皇居ランニング練習会 4名参加

#### 今後の予定

4月17日 かすみがうらマラソンでフルマラソンと10マイルに参加

アウトドア部では部員を募集しています。毎月の皇居ランニング練習会の他、マラソン大会、ハイキング、ラフティングなどアウトドアに関する様々な活動をしていきますので、興味がある方はお気軽にご参加ください。

(アウトドア部 増田和弘)

(厚生部長 湯本康弘)

#### 〔組織部〕

東京税理士会からの支部運営ガイドブックに沿った諸規則等の見直し作業を進めてきました。昨今の各種業務の電子化に対応するために必要な改正を行うため、令和3年12月16日に「支部規則の一部改正」「支部役員選挙規則の一部改正」「支部役員推薦委員会運営要領の一部改正」「支部滞納支部会費徴収整理細則の一部改正」「支部相互扶助規程の一部改正」「災害対策積立金取扱規程の一部改正」について本会に意見聴衆を行い、令和4年2月1日に「改正案のとおりで差し支えありません」との回答を受け令和4年2月16日の幹事会において了承されました。

「支部規則の一部改正」は支部総会において特別議決により承認されることとなります。また、「支部役員選挙規則の一部改正」についても支部総会において承認されることとなります。その他の改正については幹事会での承認により令和4年4月1日から施行されることとなります。

なお、「災害対策積立金取扱規程の一部改正」につきましては、その後改正内容の一部を見直したことから、令和4年3月24日に再度、本会の意見聴衆を行いました。これにつきましては、本会からの回答が有り次第幹事会の承認を諮る予定です。

その他、「支部業務執行細則の一部改正」につきましても、引き続き見直し作業を進めて早期に本会の意見聴取を行う予定です。

(組織部長 平川 彰)

**〔税務支援対策部〕**

税理士記念日税の無料相談は予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となりました。

また、コロナ禍の中ご協力を頂きました先生方には、誠にありがとうございました。

**《税務相談》**

○日本橋法人会からの依頼分(電話対応)

実施日	会 場	担当税理士
1月19日(水)	法人会事務局	木下 純一
1月26日(水)	〃	大曾根成行
2月9日(水)	〃	佐藤 嘉光
2月24日(木)	〃	伊藤 孝
3月9日(水)	〃	秋庭 守

**《窓口専門相談》**

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月17日(木)	丸の内二重橋ビル	石田 俊也

○商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月8日(火)	中央区京橋プラザ	二瓶 正之
2月22日(火)	〃	津村 玲
3月3日(火)	〃	平川 彰
3月10日(火)	〃	伊藤 孝

**《確定申告無料相談》**

実施日	会 場	担当税理士
2月7日(月)	日本橋公会堂	秋庭 守
	〃	土田 美子
	〃	余西 吉巳
	〃	岩川由美子
	〃	松丸 憲司
	〃	津村 玲
	〃	野末 和宏
2月8日(火)	日本橋公会堂	秋庭 守
	〃	平川 彰
	〃	前澤左斗子
	〃	吉田 元明
	〃	岩川由美子
	〃	安藤 孝夫
	〃	湯本 康弘
2月9日(水)	日本橋公会堂	平川 彰
	〃	若狭 茂雄
	〃	徳山 和美

〃	土田 美子
〃	松丸 憲司
〃	余西 吉巳
〃	野末 和宏
2月10日(木)	日本橋公会堂
〃	大曾根成行
〃	追中 徳久
〃	松丸 憲司
〃	若狭 茂雄
〃	中村 佳子
〃	温井 徳子
〃	藤村 直樹
2月14日(月)	日本橋公会堂
〃	佐藤 嘉光
〃	秋庭 守
〃	中村 佳子
〃	余西 吉巳
〃	三ヶ尻忠敬
〃	湯本 康弘
〃	野末 和宏

**《申告書代理送信》**

○日本橋青色申告会からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月21日(月)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
3月7日(月)	〃	〃
3月15日(火)	〃	〃
3月28日(月)	〃	〃
4月4日(月)	〃	〃
4月14日(木)	〃	〃

**《税理士記念日税の無料相談》** 中止

**《支部確定申告無料税務相談》**

実施日	会 場	担当税理士
3月2日(水)	支部事務局会議室	木下 純一
	〃	湯本 康弘
3月3日(木)	〃	余西 吉巳
	〃	中村 佳子
3月4日(金)	〃	山崎 健
	〃	若狭 茂雄

**《支部無料税務相談》**

実施日	会 場	担当税理士
1月12日(水)	支部事務局談話室	鈴木 久衛
2月9日(水)	〃	川口 真理
3月2日(水)	〃	小用 丈晴
3月9日(水)	〃	大曾根 成行

### 《支部相続税無料税務相談》

実施日	会場	担当税理士
1月13日(木)	支部事務局談話室	秋庭 守
2月10日(木)	〃	高山 秀三
3月10日(木)	〃	佐藤 嘉光

(税務支援対策部長 池上大二)

### 〔情報システム委員会〕

#### e-Taxの接続障害について

e-Taxを利用して申告・納税を実施しようとした際に、本障害により令和4年3月14日(月)から15日(火)にかけて、断続的に主に次のような事象が発生しました。

- ・ログイン困難(一部ログイン不可・混雑通知が表示される)
- ・送信困難(送信不能又は送信所要時間の長期化)
- ・国税庁からの通知確認困難(国税庁からの通知メール遅れ)

令和4年3月16日(水)以降は、e-Taxによる申告件数の減少もあり、上記事象は発生しておらず、安定的に稼働しています。

本障害により、期限内の申告等が困難な場合には、個別に申告期限等(申告・納付・法定提出期限)を令和4年4月15日(金)まで延長することとし、後日、申告書等を提出いただく場合の具体的な手続方法(申告書等に「e-Taxの障害による申告・納

付期限延長申請」である旨記載するなど)が国税庁HPで示されています。

情報システム委員会では、東京税理士会より上記情報が入りましたが、緊急であったため会員への対応はできませんでした。不明な点、個別質問がありましたら、所轄税務署まで問い合わせをお願いいたします。

(情報システム委員長 塩谷 満)



### 編集後記

第165号日本橋支部会報「にほんばし」を無事発刊する事ができました。執筆担当の方々には、厚く御礼申し上げます。

一応!?確定申告が終わり、桜がそろそろ満開を迎えようとしている季節です。しかし大手を振って楽しむ雰囲気ではなく、外出自粛と休業要請の影がまだ残っている気がします。新型コロナウイルスの未知なる脅威に立ち向かうべく、我慢と忍耐の続く生活。右を向いても左を向いてもコロナコロナコロナ…。こんなにも見えない敵の力はすごいのかと…

しかしコロナは何処へやらで、敵が見えて

いるウクライナ問題。毎日のニュースで状況を把握しているつもりでも、現地はその何倍も大変な事態になっていると思うと心が痛む。遠くの有事のようでも、影響は確実に身近に出て来るでしょう。戦後生まれの自分だけど、色々考えさせられる。1年後はもっと綺麗な桜が見えているのでしょうか!?仕事が大変だなんて言っていないで、もっともっと自分も頑張らなければならないと思う。ニュースでコロナもウクライナ問題も映らない日が、早く来ることを願っている今日この頃でした。

(E.K)

## 会員の異動

### 〈入会〉

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
高木 融	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	3年12月21日	
福本 淳司	〒103-0027	日本橋2-16-13 ランディック日本橋ビル1階 佐藤幹雄税理士事務所	3510-7277	3年12月21日	
青木 隆	〒103-0027	日本橋2-15-8 紅葉川ビル5F 村上康夫税理士事務所	5299-3630	3年12月21日	
木村 友洋	〒103-0027	日本橋2-10-8 日本橋日光ビル2F IKP 税理士法人	3527-9419	3年12月21日	
木原 祥智	〒103-0022	日本橋室町1-9-9 日本橋山長ビル4階	6811-1436	4年1月27日	
伊藤 亮太	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	4年1月27日	
立石 良広	〒103-0026	日本橋兜町13-2 兜町偕成ビル本館5階 税理士法人ジャスティス会計事務所	3639-2027	4年1月27日	
川名 雅斗	〒103-0013	日本橋人形町1-1-9-603号	6659-2990	4年1月27日	
岡安 倫矢	〒103-0028	八重洲1-5-9 税理士法人心 東京税理士事務所	5201-2403	4年1月27日	
中山 史子	〒103-0027	日本橋1-16-3 税理士法人ゆいアドバイザーズ	6665-6972	4年2月10日	
生塩 裕貴	〒103-0022	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター	6869-5040	4年2月18日	
宿谷 裕樹	〒103-0014	日本橋蛸殻町2-11-2 オートエックス工藤ビル4F ストラータ税理士法人	5643-6431	4年2月24日	
中津 有希子	〒103-0022	日本橋室町1-9-12 共同ビル4階 税理士法人東京パートナーズ会計事務所	6263-0881	4年2月24日	
川嶋 有美	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	4年2月24日	
小林 永幸	〒103-6117	日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング れいわ税理士法人	3231-1936	4年3月23日	
堀内 裕太	〒103-0023	日本橋本町1-10-2 きめたハウジング第20ビル6階 税理士法人大田原・眞崎事務所	5607-1509	4年3月23日	
福田 恭佑	〒103-0023	日本橋本町3-8-5 日本橋ライフサイエンス ビルディング5-9階 NHB 税理士法人	6667-0631	4年3月23日	
中矢 浩司	〒103-0027	日本橋1-2-2 新和ビル5階	090-4095-9654	4年3月23日	

富田英治	〒103-0021	日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所	3548-1161	4年3月23日	
工藤順子	〒103-0023	日本橋本町3-8-5 日本橋ライフサイエンス ビルディング5-9階 NHB税理士法人	6667-0631	4年3月23日	
脇田佳之	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	4年3月23日	

## 〈転入〉

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
柴田涼佑	〒103-0001	日本橋小伝馬町14-10 アソルティ小伝馬町 Liens3階B室 税理士法人トゥモローズ	3527-3756	3年12月1日	
高櫻寛	〒103-0022	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター	6869-5040	3年12月2日	
河合晨	〒103-0012	日本橋堀留町2-5-10-1101号	090-6300-8449	3年12月3日	
古家後里帆	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	3年12月8日	
中村嘉秀	〒103-0027	日本橋2-16-13 ランディック日本橋ビル1階 佐藤幹雄税理士事務所	3510-7277	3年12月14日	
猪股宏之	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-12-9 カモツル日本橋ビル6階 税理士法人猪股会計 東京オフィス	6810-7570	4年1月12日	
岡村宗男	〒103-0025	日本橋茅場町3-13-3	3662-7337	4年2月1日	
吉田光一郎	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル3階 カーネリアン税理士法人 霞ヶ関オフィス	090-3513-6131	4年2月4日	
濱川誠司	〒103-0013	日本橋人形町1-5-5-30 芳町ビル 税理士法人 better	070-3518-3327	4年2月4日	
佐藤順一郎	〒103-0022	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター	6869-5040	4年2月16日	
岩崎裕美	〒103-6117	日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	4年3月15日	

## 〈法人入会〉

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
由比税理士法人	〒103-0027	日本橋3-8-12 2階	3868-0588	4年1月27日	
税理士法人 中央税務会計	〒103-0021	日本橋本石町4-2-2 USビル301	3548-8741	4年1月31日	

## 〈法人転入〉

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
税理士法人猪股会計 東京オフィス	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-12-9 カモツル日本橋ビル6階 税理士法人猪股会計 東京オフィス	6810-7570	4年1月12日	
カーネリアン 税理士法人 霞ヶ関オフィス	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル3階	090-3513- 6131	4年2月4日	

## 〈事務所住所変更〉

氏名	郵便番号	事務所住所
長岡弘晃	〒103-0026	日本橋兜町17-2 兜町第6葉山ビル4階
馬場ひとみ	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-21-7 日本橋YTビル2階
市川多余	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-8-2-203
宮原裕徳	〒103-0023	日本橋本町3-2-13 アドバンテック日本橋ビル4F
佐々木秀一	〒103-0027	日本橋3-8-2 新日本橋ビル8F
木下朋子		同上
清水勸		同上
小泉慎一郎		同上
川道敦子		同上
春木梨明		同上
田島年男	〒103-0013	日本橋人形町1-2-5 ERVIC人形町4階
橋本秀明		同上
一ノ倉伸夫	〒103-0023	日本橋本町3-2-13 アドバンテック日本橋ビル4F
入船駿一	〒103-0021	日本橋本石町4-2-2 USビル301
松井誠一		同上
三谷淳	〒103-0027	日本橋3-3-5 NS日本橋ビル5階
山田麻美		同上

## 〈法人事務所住所変更〉

法人名	郵便番号	事務所住所
税理士法人 東京総合会計	〒103-0027	日本橋3-8-2 新日本橋ビル8F
税理士法人ウィズ	〒103-0013	日本橋人形町1-2-5 ERVIC人形町4階

## 〈事務所名変更〉

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
由比祝生	由比税理士法人	由比茜	由比税理士法人
入船駿一	税理士法人中央税務会計	松井誠一	税理士法人中央税務会計
三谷淳	三谷淳税理士事務所	山田麻美	山田麻美税理士事務所

## 〈事務所電話番号変更〉

氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
長岡 弘 晃	080-5665-2979	中村 樹	080-4187-8371	川崎 博 哉	5962-3938
三谷 淳	6665-0135	藤枝 昌雄	090-4001-8501	山田 麻美	6665-0133

## 〈転出〉

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
今井 儀 徳	玉川支部へ	伊佐 寛 子	麹町支部へ	須賀 直 和	京橋支部へ
水田 智 幸	武蔵野支部へ	來嶋 真 也	武蔵府中支部へ	上原 智 也	麹町支部へ
小林 一 雄	浅草支部へ	深澤 永 仁	江戸川北支部へ	藤川 真 王	葛飾支部へ
池永 孝	麹町支部へ	赤坂 光 則	神田支部へ	田中 研 次	神田支部へ
岸田 美 乃	四谷支部へ	内藤 泰 一	麹町支部へ	吉野 道 明	麻布支部へ

## 〈退会〉

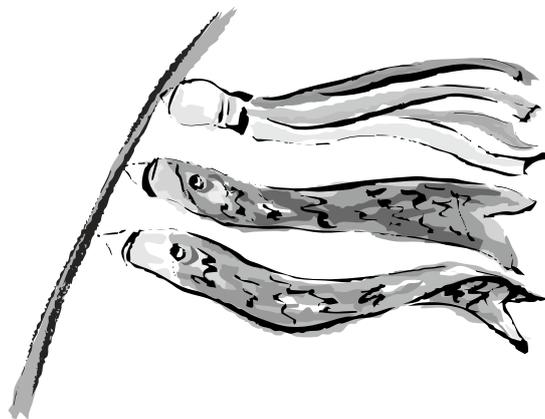
氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
仲澤 幹 彦	業務廃止	森田 東 輔	業務廃止	小関 和 夫	東京地方会へ
渡辺 一 輝	関東信越会へ	西方 亮 祐	九州北部会へ	柴田 涼 佑	業務廃止
安田 幸 治	中国会へ	平山 誠 一	業務廃止	松本 圭 以	業務廃止
高山 英 機	業務廃止	田村 菜 穂	千葉県会へ		

## 〈法人会員退会〉

法人名	備考	法人名	備考
未来創造税理士法人	解散		

## 〈会員死亡〉

大森 伸 彦	令和4年1月4日死亡	47歳	久保 豊 子	令和4年3月28日死亡	69歳
--------	------------	-----	--------	-------------	-----



## 日本橋税務署からのお知らせ

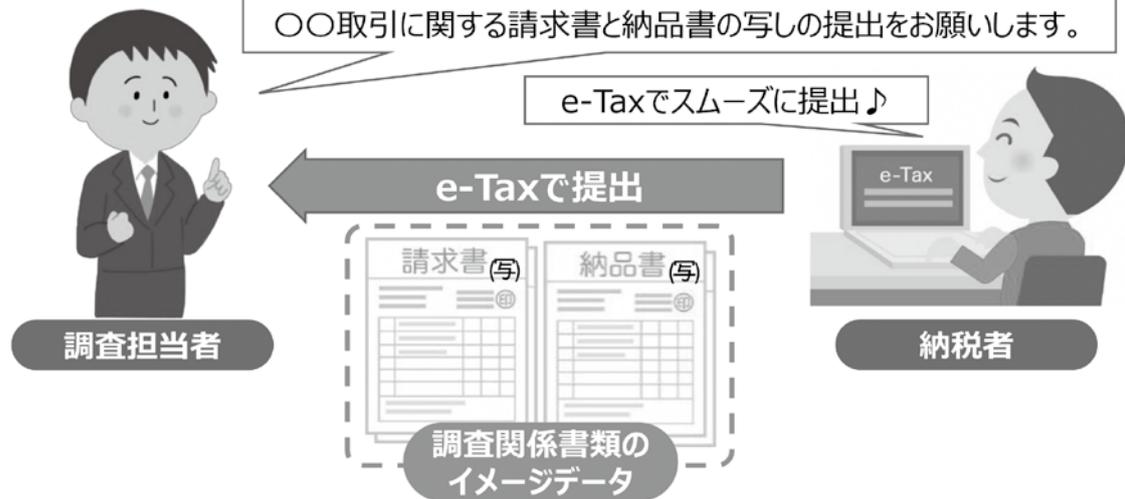
令和4年1月から開始

令和3年12月  
国税庁

## 税務調査等で提出を求められた資料 (調査関係書類) のe-Taxによる提出

### ご利用のイメージ

〈調査・滞納整理時〉



### ✓ 調査関係書類の提出のe-Taxによる提出とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（帳簿書類や請求書・納品書などの写し）を提出する場合、書面による提出に代えてe-Taxを利用することで、イメージデータ（PDF形式）により、担当者（担当部署宛）へ提出できるようになります。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わずご利用いただけます。
- 税理士の方による代理送信も可能です。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能です。

### ✓ 対象となる書類（調査関係書類）とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類に限られます。

#### 【ご注意】

申告、申請・届出等（イメージデータによる提出が可能な書類を含む）といった他の手続については、所定の手続により提出してください。



別の手続で提出

## ご利用に当たって

### ➤ ご利用までの流れ

#### ① 利用前の事前準備

- ・利用者識別番号の取得  
e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得する場合は、納税地を所轄する税務署長にe-Taxの開始届出書を提出する必要があります。
- ・電子証明書の取得  
調査関係書類データを送信する場合には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことを確認するため、電子署名が必要です。なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライター及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。
- ・e-Taxソフトのダウンロード  
調査関係書類データをe-Taxにより送信するためには、e-Taxソフトのダウンロードが必要になります。（対応している市販のソフトウェアをご利用の場合を除きます。）

#### ② PDFファイルの作成

送信可能なデータ形式は、PDF（イメージデータ）です。次の方法で作成することができます。

- ・書面で保存している文書をスキャナで読み取り、PDF形式に変換する方法
  - ・パソコンで作成した文書データ等をソフトウェアでPDF形式に変換する方法
- ※ 1送信当たりのデータ容量は最大8MB、ファイル数は136ファイルです。  
PDF形式に変換する方法についてのご質問は、ご利用のスキャナ等のソフトウェアの販売元へお問い合わせください。

#### ③ 「提出先調査部門等番号」の確認

- 調査関係書類データを送信する際には「提出先調査部門等番号」が必要になります。「提出先調査部門等番号」については、調査・徴収事務担当職員から個別にお伝えいたしますので、伝えられた番号を入力の上、送信してください。
- ※ 「提出先調査部門等番号」の入力誤りがあった場合、担当職員にデータが到達しませんので、再度ご提出いただく必要があります。

### ➤ お問い合わせについて

「提出先調査部門等番号」及び送信時の基本的な操作手順については、調査・徴収事務担当職員からご案内いたしますが、一般的なe-Taxの利用方法については、e-Taxホームページ上の「よくある質問（Q&A）」等をご参照ください。（e-Taxホームページをご覧ください。もしもご不明な点がございましたら、e-Taxヘルプデスクまでお問い合わせください。）

## ご注意

**税務署または国税局の職員を騙り、書類を提出させる詐欺にご注意ください。**

## 東京税理士会からのお知らせ



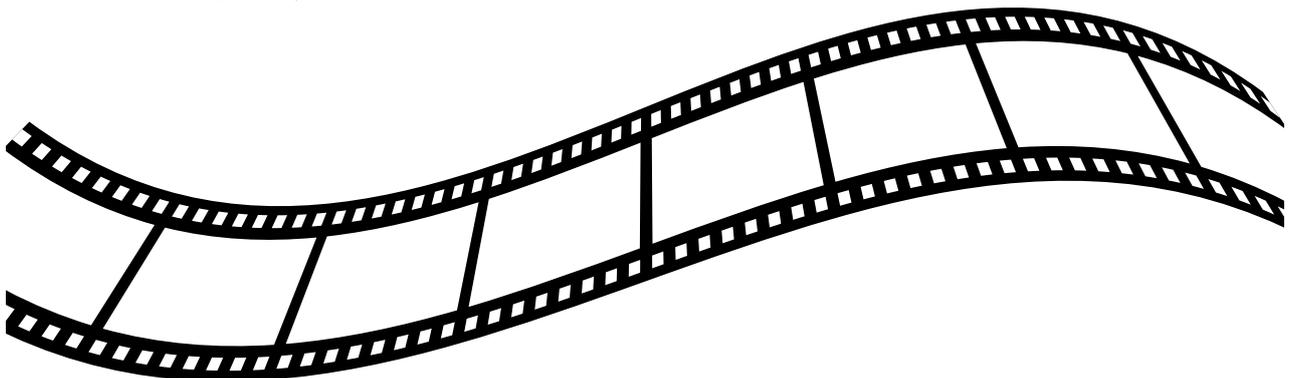
## 写真コンテスト作品募集

広報部では、第48回日税連公開研究討論会（東京会担当）に向けて、東京の風景・行事を紹介する写真コンテストを開催いたします。そこで、次の要領で作品を募集いたしますので、奮ってご応募ください。

## 記

1. テーマ 東京の風景・行事（東京都内に限定させていただきます。）
2. 締切 令和4年8月16日（必着）
3. 写真 デジタルデータによるカラー写真2点以内（未発表のものに限ります。3点以上応募された場合はすべて無効とさせていただきます。写真には、①撮影者、②支部名、③画題、④撮影場所を付してください。）
4. 表彰 詳細は、後日発表いたします。
5. 選考方法 広報部会および本会会長等により選考させていただきます。
6. 展示 入選作品は、第48回日税連公開研究討論会（令和4年10月7日、京王プラザホテルにて開催）会場にて展示を予定しています。
7. 会報掲載 入選作品は、会報「東京税理士界」10月号に掲載を予定しています。
8. 宛先 

〒151-8568 渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 事務局広報課 e-mail : koho@tokyozeirishikai.jp
--
9. 留意事項 毎号の「表紙写真募集」とは別企画のため、ご応募の際に「写真コンテスト応募作品」である旨を明記してください。記載の無い作品は、選考の対象外とさせていただく場合があります。



小規模企業の会社役員のみなさまへ

# \ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が  
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。  
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の  
特長

## 小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

## 代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

## 役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

### 制度のメリット

#### 掛金は全額所得控除

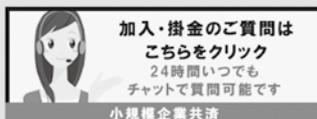
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

#### 受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

## チャットボットなら24時間・365日 お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

個人事業主、  
会社代表者の方も  
もちろん  
加入できます

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人

中小企業基盤整備機構(中小機構) 共済相談室 TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに  
関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

2021.6

関与先様の代金回収を口座振替により行う自動集金システム

# My集金NET

こんな場面で  
ご利用されて  
います。



## 集金業務でお困りの関与先様をご紹介ください！

### ● My集金NETが選ばれる理由 ●

- 理由 **1** 初期費用は0円！  
請求がない月は  
手数料不要！  
初期費用がかからないので、  
1件から気軽にご利用できます。
- 理由 **2** 不定期な  
集金にも対応！  
毎月の集金はもちろん、  
隔月、年1回といった変則的な集金にも  
ご利用できます。
- 理由 **3** 口座振替で  
入金率UP！  
毎月28日に口座振替により  
自動集金されるので、  
支払漏れや支払遅延が回避できます。  
現金取扱いの煩わしさから解放されます！

ご利用料金		振替日と振込日	
基本料 (振替実施日のみ)	1,800円/月	振替日	毎月28日 (休日の場合は翌営業日)
口座振替請求手数料	240円/件 (消費税別)	振込日	振替日の5営業日後

詳細はホームページからも  
ご覧頂けます。



関与先様をご紹介いただき、成約した場合、**30,000円** お支払いします。



税理士とその関与先のために

取扱指定会社 株式会社 **日税ビジネスサービス**

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 29階

My集金NETの  
お問い合わせは **03-5931-0666**



制作©日税グループ21.09

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター



## 《東京商工会議所から融資のご案内》

### マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

##### 特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは

別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 10年以内

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

##### 特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.33%**（固定金利）

※経営改善利率 1.23%より▲0.9%引き下げ

※2022年4月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。**本特例措置の取扱いは、2022年6月末日まで**となります。

※別枠部分は特別利子補給制度により、売上が急減した事業者は当初3年間実質無利子となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

#### 融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方  
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）  
※アルバイト・役員等を除いた人数

●最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が  
前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。

●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者  
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）

●税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者

●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆**税理士による無料税務相談**

第2火曜日

◆**弁護士による無料法律相談**

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

**東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811**

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

部活動風景



▼ ゴルフ部 ▼



▼ アウトドア部 ▼

